学校施設環境改善交付金事業

平成18年4月1日に施行された義務教育諸学校施設費国庫負担法の改正により、「安全・安心な学校づくり交付金」制度が創設され、さらに平成23年度から「安全・安心な学校づくり交付金」制度は「学校施設環境改善交付金」制度となりました。

この「学校施設環境改善交付金」制度は、従来の国庫補助事業に替わり、学校施設整備等を促進するため、改築や補強、大規模改造等の耐震関連経費を中心に国が地方公共団体に対して一括して交付金として交付する制度で、地方公共団体が作成した施設整備計画に基づいて実施する事業に対して、事業費の一部が交付されます。

《施設整備計画の概要》

1.計画名称 市川市公立学校等施設整備計画

2. 計画作成主体 市川市

3.計画期間 令和3年度~令和4年度

4.域内の公立の義務教育諸学校等施設の整備状況について

現在の学校等の整備状況

保有校等	
小学校	38 校
中学校	15 校
義務教育学校	1 校
特別支援学校	1 校
幼稚園	6 校

- 5.公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する目標について
 - (1)公立の義務教育諸学校等の老朽化対策を図る整備 該当事業なし
 - (2)地震、津波等の災害に備えるための整備 該当事業なし
 - (3)防犯対策など安全性の確保を図る整備 該当事業なし
 - (4)教育環境の質的な向上を図る整備大規模改造(トイレ)1 事業小学校 2校中学校 1校
 - (5)施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 該当事業なし